

総合評価落札方式競争入札技術評価基準の改正に係る新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">総合評価落札方式競争入札技術評価基準</p> <p style="text-align: right;">〔平成23年6月29日〕 総務第66号</p> <p>〔沿革〕平成23年6月29日付け総務第66号制定、平成23年9月1日付け総務第112号一部改正、平成24年8月8日付け総務第110号一部改正、平成25年3月6日付け総務第302号一部改正、平成25年12月3日付け総務第233号、平成26年3月24日付け総務第339号、平成27年3月23日付け総務第234号、平成28年3月7日付け総務第201号一部改正、平成29年6月16日付け総務第66号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正</p> <p>第1～第5 〔略〕</p> <p>附則（平成23年6月29日付け総務第66号）</p> <p>1 この基準は、平成23年7月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価基準（平成21年3月30日付け総務第1254号）は、廃止する。ただし、この基準の施行前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成23年9月1日付け総務第112号）</p> <p>1 この基準は、平成23年9月26日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成24年8月8日付け総務第110号）</p> <p>1 この基準は、平成24年8月13日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成25年3月6日付け総務第302号）</p> <p>1 この基準は、平成25年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成25年12月3日付け総務第233号）</p> <p>1 この基準は、平成26年1月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成26年3月24日付け総務第339号）</p> <p>1 この基準は、平成26年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成27年3月23日付け総務第234号）</p> <p>1 この基準は、平成27年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成28年3月7日付け総務第201号）</p> <p>1 この基準は、平成28年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成29年6月16日付け総務第66号）</p> <p>この基準は、平成29年6月16日から施行する。</p> <p>附則（平成31年3月28日付け総務第236号）</p> <p>この基準は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">総合評価落札方式競争入札技術評価基準</p> <p style="text-align: right;">〔平成23年6月29日〕 総務第66号</p> <p>〔沿革〕平成23年6月29日付け総務第66号制定、平成23年9月1日付け総務第112号一部改正、平成24年8月8日付け総務第110号一部改正、平成25年3月6日付け総務第302号一部改正、平成25年12月3日付け総務第233号、平成26年3月24日付け総務第339号、平成27年3月23日付け総務第234号、平成28年3月7日付け総務第201号一部改正、平成29年6月16日付け総務第66号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、<u>令和2年3月17日付け総務第282号一部改正</u></p> <p>第1～第5 〔略〕</p> <p>附則（平成23年6月29日付け総務第66号）</p> <p>1 この基準は、平成23年7月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価基準（平成21年3月30日付け総務第1254号）は、廃止する。ただし、この基準の施行前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成23年9月1日付け総務第112号）</p> <p>1 この基準は、平成23年9月26日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成24年8月8日付け総務第110号）</p> <p>1 この基準は、平成24年8月13日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成25年3月6日付け総務第302号）</p> <p>1 この基準は、平成25年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成25年12月3日付け総務第233号）</p> <p>1 この基準は、平成26年1月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成26年3月24日付け総務第339号）</p> <p>1 この基準は、平成26年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成27年3月23日付け総務第234号）</p> <p>1 この基準は、平成27年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成28年3月7日付け総務第201号）</p> <p>1 この基準は、平成28年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成29年6月16日付け総務第66号）</p> <p>この基準は、平成29年6月16日から施行する。</p> <p>附則（平成31年3月28日付け総務第236号）</p> <p>この基準は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則（令和2年3月17日付け総務第282号）</u></p> <p><u>この基準は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>

別紙1

評価基準及び配点 (技術提案評価項目A)

1 一般工事用

	評価項目	評価基準	評価点
企業の施工能力 (3.0点)	ア 施工実績 元請としての同種・類似工事の施工実績を評価する。 ○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事の対象とする。(注記:期間は前年度から起算して15年間)	同種工事の経験あり	1.0
		類似工事の経験あり	0.5
		実績なし	0.0
	イ 工事成績評定 発注業種の工事成績評定点(対象5年間、○年度から○年度の期間)の平均値(小数点以下第2位を四捨五入1位止め)で評価する。 なお、対象の評定点がない場合は、評価点を0点とする。 評価の対象工事は、岩手県が発注した工事のうち、当該発注工事と同じ発注業種の工事とする。	85点以上	1.2
		80点以上85点未満	0.6
		75点以上80点未満	0.3
		75点未満	0.0
	ウ 経営品質の取組 以下に示す3項目のいずれかの実績があれば評価する。 ①岩手県が行った、○年度から○年度の「優良県営建設工事表彰(優良下請負企業表彰を含む。)」の受賞(注記:期間は前年度から起算して5年間) ②申請期限の日現在有効なISO9001又はISO14001の認証取得、若しくは「いわて地球環境にやさしい事業所」3つ星以上の認定 ③岩手県が前年度までに行った「新分野進出等表彰(奨励企業を含む)」の受賞	2項目以上該当あり	0.5
		1項目該当あり	0.2
		実績なし	0.0
エ 資格取得の取組 ○年4月1日から申請期限の日までに以下のいずれかの場合の実績があれば評価する。なお、評価項目「サ 雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者は評価対象外とする。(注記:期間の始期は前々年度) ・新たに資格を取得した職員がいる場合 ・資格を所有している者を新たに常時雇用した場合	実績あり	0.3	
	実績なし	0.0	
配置予定技術者の要件 (3.5点)	オ 施工経験 同種・類似工事を、元請の主任(監理)技術者又は現場代理人として施工した経験(現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る。)により評価する。対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事とする。(注記:期間は前年度から起算して15年間)	同種工事の経験あり	1.0
		類似工事の経験あり	0.5
		経験なし	0.0
	カ 配置予定技術者の工事成績評定 主任(監理)技術者又は現場代理人として施工した、工事成績評定点(対象5年間、○年度から○年度の期間)のうち最高値で評価する。 なお、対象の評定点がない場合は、評価点を0点とする。評価の対象工事は、岩手県が発注した工事とする。	85点以上	1.0
		80点以上85点未満	0.5
	75点以上80点未満	0.2	
	75点未満	0.0	

別紙1

評価基準及び配点 (技術提案評価項目A)

1 一般工事用

	評価項目	評価基準	評価点
企業の施工能力 (2.7点)	ア 施工実績 元請としての同種・類似工事の施工実績を評価する。 ○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事の対象とする。(注記:期間は前年度から起算して15年間)	同種工事の経験あり	0.7
		類似工事の経験あり	0.3
		実績なし	0.0
	イ 工事成績評定 発注業種の工事成績評定点(対象5年間、○年度から○年度の期間)の平均値(小数点以下第2位を四捨五入1位止め)で評価する。 なお、対象の評定点がない場合は、評価点を0点とする。 評価の対象工事は、岩手県が発注した工事のうち、当該発注工事と同じ発注業種の工事とする。	85点以上	1.2
		80点以上85点未満	0.6
		75点以上80点未満	0.3
		75点未満	0.0
	ウ 経営品質の取組 以下に示す4項目のいずれかの実績があれば評価する。 ①岩手県が行った、○年度から○年度の「優良県営建設工事表彰(優良下請負企業表彰を含む。)」の受賞(注記:期間は前年度から起算して5年間) ②申請期限の日現在有効なISO9001又はISO14001の認証取得、若しくは「いわて地球環境にやさしい事業所」3つ星以上の認定 ③岩手県が前年度までに行った「新分野進出等表彰(奨励企業を含む)」の受賞 ④申請期限の日現在有効な「えるぼし」、「くるみん・プラチナくるみん」、「いわて女性活躍認定企業等」又は「いわて子育てにやさしい企業等」の認定	2項目以上該当あり	0.5
		1項目該当あり	0.2
		該当なし	0.0
エ 資格取得の取組 ○年4月1日から申請期限の日までに以下の①、②の実績があれば評価する。 なお、評価項目「セ 雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者は評価対象外とする。(注記:期間の始期は前々年度) 評価点は①と②の評定点を合計した点数とする。 ① 技術者資格の取得 ・新たに資格を取得した職員がいる場合 ・資格を所有している者を新たに常時雇用した場合 ② 登録基幹技能者の認定 ・新たに登録機関技能士を認定された職員がいる場合		下記の合計値	0.3
	実績あり	0.2	
	実績なし	0.0	
	実績あり	0.1	
	実績なし	0.0	
配置予定技術者の要件 (3.3点)	オ 施工経験 同種・類似工事を、元請の主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として施工した経験(現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る。)により評価する。対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事とする。(注記:期間は前年度から起算して15年間) ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	同種工事の経験あり	0.8
		類似工事の経験あり	0.4
		経験なし	0.0
	カ 配置予定技術者の工事成績評定 主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として施工した、工事成績評定点のうち最高値で評価する。対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに工事成績評定通知書により通知を受けた工事とする。(注記:期間は前年度から起算して5年間) なお、対象の評定点がない場合は、評価点を0点とする。評価の対象工事は、岩手県が発注した工事とする。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	85点以上	1.0
		80点以上85点未満	0.5
	75点以上80点未満	0.2	
	75点未満	0.0	

改 正 前				改 正 後			
地域精進度等 (3.5点)	キ 配置予定技術者の表彰実績 ○年度から○年度までの間に、以下のいずれかの実績があれば評価する。(注記：期間は前年度から起算して5年間) ・主任(監理)技術者又は現場代理人として岩手県が行った「優良県営建設工事表彰」(現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る)の受賞 ・「優秀施工者岩手県知事表彰」の受賞 ・「東北地方工事安全施工推進大会優良企業(現場代理人)表彰」の受賞	実績あり	0.3	キ 配置予定技術者の表彰実績 ○年度から○年度までの間に、以下のいずれかの実績があれば評価する。(注記：期間は前年度から起算して5年間) ・主任(監理)技術者、 <u>専任補助者</u> 又は現場代理人として岩手県が行った「優良県営建設工事表彰」(現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る)の受賞 ・「優秀施工者岩手県知事表彰」の受賞 ・「東北地方工事安全施工推進大会優良企業(現場代理人)表彰」の受賞 <u>※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</u>	実績あり	0.3	
		実績なし	0.0		実績なし	0.0	
		ク 配置予定技術者の資格と経験年数 一級相当資格を有している場合は、申請期限の日現在における資格取得後の経験年数により評価する。	一級相当資格あり(取得後5年以上)		1.2	ク 配置予定技術者の資格と経験年数 一級相当資格を有している場合は、申請期限の日現在における資格取得後の経験年数により評価する。 <u>※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</u>	一級相当資格あり(取得後5年以上)
		一級相当資格あり(取得後5年未満)	0.6		一級相当資格あり(取得後5年未満)	0.1	
		経験なし	0.0		経験なし	0.0	
				ケ 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取り組み状況 配置予定技術者の継続教育(CPD)への取組を評価する。 <u>※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</u>	継続教育(当該団体推奨単位以上取得)の証明有り	0.2	
					継続教育(当該団体推奨単位の2分の1以上取得)の証明有り	0.1	
					上記以外の場合	0.0	
				コ 若手技術者又は女性技術者の配置の有無 配置予定技術者又は現場代理人として若手又は女性を配置した場合に、配置する役割に応じて評価する。 なお、若手とは申請期限の日現在において、満40歳をむかえてない者とする。	主任(監理)技術者への配置	0.2	
					現場代理人への配置	0.1	
				なし	0.0		
			サ 配置予定技術者の週休2日制の取組実績 主任(監理)技術者として施工した工事において、週休2日制を実施した実績があれば評価する。 対象となる工事は、国又は岩手県が発注した工事のうち、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引き渡し完了した工事とし、岩手県内において施工した工事を対象とする。(注記：期間は前年度から起算して3年間) <u>※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</u>	完全週休2日又は4週8休	0.5		
				4週7休又は4週6休	0.2		
				実績なし	0.0		
地域精進度等 (4.0点)	ケ 地域内拠点の有無 工事箇所と本社の所在地に基づき評価する。 (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、評価基準の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	工事箇所の市町村内に本社を有する	1.0	シ 地域内拠点の有無 工事箇所と本社の所在地に基づき評価する。 (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、評価基準の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	工事箇所の市町村内に本社を有する	1.0	
		工事箇所の振興局等管内 ^② に本社を有する	0.5		工事箇所の振興局等管内 ^② に本社を有する	0.5	
		上記以外の場合	0.0		上記以外の場合	0.0	
	コ 災害活動の実績等 以下のいずれかの実績があれば評価する。 ・工事箇所の振興局等管内 ^② で○年度又は○年度における災害活動実績。(注記：期間は前年度又は前々年度) ・「災害時における応急対策業務に関する協定」は、申請期限の日現在有効なもので岩手県と締結したものに限る。 (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	災害活動の実績あり	1.0	ス 災害活動の実績等 以下の①、②の実績があれば評価する。評価点は①と②の評価点を合計した点数とする。 <u>① 災害活動の実績</u> 工事箇所の振興局等管内 ^② で○年度又は○年度における災害活動実績。(注記：期間は前年度又は前々年度) (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	災害活動の実績あり	1.0	
		協定締結あり	0.5		災害活動の実績なし	0.0	
	災害活動の実績及び協定締結なし	0.0		② 災害協定の有無 「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結。ただし、申請期限の日現在有効なもので岩手県と締結したものに限る。	協定締結あり	0.5	
				協定締結なし	0.0		

改 正 前				改 正 後				
<p>サ 雇用対策の実績 企業として申請期限の日現在、以下のいずれかの実績があれば評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「障がい者」の常時雇用 ○年4月1日以降に学校を卒業した県内居住者（雇用後に県内居住となった者を含む。）を、正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続（注記：期間の始期は前々年度） ○年4月1日以降に県内居住者（雇用後に県内居住となった者を含む。）を正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続（注記：期間の始期は前年度） <p>シ 地域貢献活動の実績 次の①又は②の実績の有無により評価する。なお、評価点については①と②の評価点を合計した点数とし1.0点を上限とする。</p> <p>① 無償奉仕活動の実績 工事箇所の振興局等管内^㊸で、無償奉仕活動の実績（対象2年間 ○年度から○年度）があれば評価する。 （注）入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 維持修繕業務等の実績 工事箇所の振興局等管内^㊸で、岩手県が管理する公共施設の維持修繕業務等の実績（対象5年間○年度から○年度）があれば評価する。 （注）入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</p>	あり	0.5		<p>セ 雇用対策の実績 企業として申請期限の日現在、以下のいずれかの実績があれば評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「障がい者」の常時雇用 ○年4月1日以降に学校を卒業した県内居住者（雇用後に県内居住となった者を含む。）を、正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続（注記：期間の始期は前々年度） ○年4月1日以降に県内居住者（雇用後に県内居住となった者を含む。）を正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続（注記：期間の始期は前年度） <p>シ 地域貢献活動の実績 次の①又は②の実績の有無により評価する。なお、評価点については①と②の評価点を合計した点数とし1.0点を上限とする。</p> <p>① 無償奉仕活動の実績 工事箇所の振興局等管内^㊸で、無償奉仕活動の実績（対象2年間 ○年度から○年度）があれば評価する。<u>（注記：期間は前年度又は前々年度）</u> （注）入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 維持修繕業務等の実績 工事箇所の振興局等管内^㊸で、岩手県が管理する公共施設の維持修繕業務等の実績（対象5年間○年度から○年度）があれば評価する。<u>（注記：期間は前年度から起算して5年間）</u> （注）入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</p>	あり	0.5		
		なし	0.0			なし	0.0	
		下記による	上限値 1.0			下記による	上限値 1.0	
		年4回以上の実績が2年間継続	1.0			年4回以上の実績が2年間継続	1.0	
		年4回以上の実績あり	0.5			年4回以上の実績あり	0.5	
		実績なし	0.0			年4回未満の実績	0.0	
		2業務以上の実績	1.0			2業務以上の実績	1.0	
	1業務の実績	0.5		1業務の実績	0.5			
	実績なし	0.0		実績なし	0.0			
	評価点計（A）	10.0		評価点計（A）	10.0			

2 災害復旧工事用

評価項目	評価基準	評価点
ア 施工実績 元請としての同種・類似工事の施工実績を評価する。 ○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事を対象とする。（注記：期間は前年度から起算して15年間）	同種工事の経験あり	1.0
	類似工事の経験あり	0.5
	実績なし	0.0
イ 工事成績評定 発注業種の工事成績評定点（対象5年間、○年度から○年度の期間）の平均値（小数点以下第2位を四捨五入1位止め）で評価する。 なお、対象の評定点がない場合は、評価点を0点とする。 評価の対象工事は、岩手県が発注した工事のうち、当該発注工事と同じ発注業種の工事とする。	85点以上	1.2
	80点以上85点未満	0.6
	75点以上80点未満	0.3
	75点未満	0.0
ウ 資格取得の取組 ○年4月1日から申請期限の日までに以下の いずれかの場合 の実績があれば評価する。なお、評価項目「 サ 雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者は評価対象外とする。（注記：期間の始期は前々年度）	実績あり	0.3
	実績なし	0.0

企業の施工能力 (2.5点)

2 災害復旧工事用

評価項目	評価基準	評価点
ア 施工実績 元請としての同種・類似工事の施工実績を評価する。 ○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事を対象とする。（注記：期間は前年度から起算して15年間）	同種工事の経験あり	0.7
	類似工事の経験あり	0.3
	実績なし	0.0
イ 工事成績評定 発注業種の工事成績評定点（対象5年間、○年度から○年度の期間）の平均値（小数点以下第2位を四捨五入1位止め）で評価する。 なお、対象の評定点がない場合は、評価点を0点とする。 評価の対象工事は、岩手県が発注した工事のうち、当該発注工事と同じ発注業種の工事とする。	85点以上	1.2
	80点以上85点未満	0.6
	75点以上80点未満	0.3
	75点未満	0.0
ウ 資格取得の取組 ○年4月1日から申請期限の日までに以下の ①、② の実績があれば評価する。なお、評価項目「 シ 雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者は評価対象外とする。（注記：期間の始期は前々年度）	<u>下記の合計値</u>	0.3
① 技術者資格の取得 ・新たに資格を取得した職員がいる場合 ・資格を所有している者を新たに常時雇用した場合	実績あり	0.2
	実績なし	0.0
② 登録基幹技能者の認定 ・新たに登録基幹技能者を認定された職員がいる場合	実績あり	0.1
	実績なし	0.0

企業の施工能力 (2.2点)

改 正 前				改 正 後			
配置予定技術者の要件 (3. 2点)	エ 施工経験 同種・類似工事を、元請の主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した経験（現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る。）により評価する。対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事とする。（注記：期間は前年度から起算して15年間）	同種工事の経験あり	1.0	エ 施工経験 同種・類似工事を、元請の主任（監理）技術者、 <u>専任補助者</u> 又は現場代理人として施工した経験（現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る。）により評価する。対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事とする。（注記：期間は前年度から起算して15年間） <u>※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</u>	同種工事の経験あり	0.8	
		類似工事の経験あり	0.5		類似工事の経験あり	0.4	
		経験なし	0.0		経験なし	0.0	
	オ 配置予定技術者の工事成績評定 主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した、工事成績評定点（ <u>対象5年間、○年度から○年度の期間</u> ）のうち最高値で評価する。 なお、対象の評定点がない場合は、評価点を0点とする。評価の対象工事は、岩手県が発注した工事とする。	85点以上	1.0	オ 配置予定技術者の工事成績評定 主任（監理）技術者、 <u>専任補助者</u> 又は現場代理人として施工した、工事成績評定点のうち最高値で評価する。 <u>対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに工事成績評定通知書により通知を受けた工事とする。（注記：期間は前年度から起算して5年間）</u> なお、対象の評定点がない場合は、評価点を0点とする。評価の対象工事は、岩手県が発注した工事とする。 <u>※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</u>	85点以上	1.0	
		80点以上85点未満	0.5		80点以上85点未満	0.5	
		75点以上80点未満	0.2		75点以上80点未満	0.2	
		75点未満	0.0		75点未満	0.0	
	カ 配置予定技術者の資格と経験年数 一級相当資格を有している場合は、申請期限の日現在における資格取得後の経験年数により評価する。	一級相当資格あり（取得後5年以上）	1.2	カ 配置予定技術者の資格と経験年数 一級相当資格を有している場合は、申請期限の日現在における資格取得後の経験年数により評価する。 <u>※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</u>	一級相当資格あり（取得後5年以上）	0.3	
		一級相当資格あり（取得後5年未満）	0.6		一級相当資格あり（取得後5年未満）	0.1	
		経験なし	1.2		経験なし	0.0	
キ 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取り組み状況 配置予定技術者の継続教育（CPD）への取組を評価する。 <u>※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</u>			キ 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取り組み状況 配置予定技術者の継続教育（CPD）への取組を評価する。 <u>※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</u>	継続教育（当該団体推奨単位以上取得）の証明有り	0.2		
				継続教育（当該団体推奨単位の2分の1以上取得）の証明有り	0.1		
				上記以外の場合	0.0		
	ク 若手技術者又は女性技術者の配置の有無 配置予定技術者又は現場代理人として若手又は女性を配置した場合に、配置する役割に応じて評価する。 なお、若手とは申請期限の日現在において、満40歳をむかえていない者とする。				ク 若手技術者又は女性技術者の配置の有無 配置予定技術者又は現場代理人として若手又は女性を配置した場合に、配置する役割に応じて評価する。 なお、若手とは申請期限の日現在において、満40歳をむかえていない者とする。	主任（監理）技術者への配置	0.2
						現場代理人への配置	0.1
				なし	0.0		
ケ 配置予定技術者の週休2日制の取組実績 主任（監理）技術者として施工した工事において、週休2日制を実施した実績があれば評価する。 対象となる工事は、国又は岩手県が発注した工事のうち、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引き渡し完了した工事とし、岩手県内において施工した工事を対象とする。（注記：期間は前年度から起算して3年間） <u>※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</u>			ケ 配置予定技術者の週休2日制の取組実績 主任（監理）技術者として施工した工事において、週休2日制を実施した実績があれば評価する。 対象となる工事は、国又は岩手県が発注した工事のうち、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引き渡し完了した工事とし、岩手県内において施工した工事を対象とする。（注記：期間は前年度から起算して3年間） <u>※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</u>	完全週休2日又は4週8休	0.5		
				4週7休又は4週6休	0.2		
				実績なし	0.0		
地域精進度等 (4. 3点)	キ 地域内拠点の有無 工事箇所と本社の所在地に基づき評価する。 (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、評価基準の「工事箇所振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	工事箇所市の町村内に本社を有する	1.0	キ 地域内拠点の有無 工事箇所と本社の所在地に基づき評価する。 (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、評価基準の「工事箇所振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	工事箇所市の町村内に本社を有する	1.0	
		工事箇所振興局等管内 ^② に本社を有する	0.5		工事箇所振興局等管内 ^② に本社を有する	0.5	
		上記以外の場合	0.0		上記以外の場合	0.0	
	ク 災害協定の有無 申請期限の日現在有効な、岩手県と「災害時における応急対策業務に関する協定」締結の実績があれば評価する。	協定締結あり	0.5	ク 災害協定の有無 申請期限の日現在有効な、岩手県と「災害時における応急対策業務に関する協定」締結の実績があれば評価する。	協定締結なし	0.0	
地域精進度等 (4. 8点)	サ 災害活動の実績等 以下の①、②いずれかの実績があれば評価する。評価点は①と②の評価点を合計した点数とする。 ① 災害活動の実績 ・工事箇所振興局等管内 ^② で○年度又は○年度における災害活動実績。（注記：期間は前年度又は前々年度）		サ 災害活動の実績等 以下の①、②いずれかの実績があれば評価する。評価点は①と②の評価点を合計した点数とする。 ① 災害活動の実績 ・工事箇所振興局等管内 ^② で○年度又は○年度における災害活動実績。（注記：期間は前年度又は前々年度）	下記の合計値	2.0		
					工事箇所市の町村内での災害活動実績あり	1.5	

改正前			改正後						
				<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結。ただし、申請期限の日現在有効なもので岩手県と締結したものに限る。 (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。 	工事箇所の振興局等管内 ^④ での災害活動実績あり 0.7				
				上記以外の場合	0.0				
			② 災害協定の有無	「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結。ただし、申請期限の日現在有効なもので岩手県と締結したものに限る。	協定締結あり 0.5				
				協定締結なし	0.0				
ケ	雇用対策の実績 企業として申請期限の日現在、以下のいずれかの実績があれば評価する。 ・「障がい者」の常時雇用 ・〇年4月1日以降に学校を卒業した県内居住者（雇用後に県内居住となった者を含む。）を、正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続（注記：期間の始期は前々年度） ・〇年4月1日以降に県内居住者（雇用後に県内居住となった者を含む。）を正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続（注記：期間の始期は前年度）	あり	0.5						
		なし	0.0						
コ	地域貢献活動の実績 工事箇所の振興局等管内で〇年4月1日から申請期限の日までの災害活動実績があれば評価する。（注記：期間の始期は前々年度） (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、評価基準の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	工事箇所の市町村内での災害活動実績あり	1.5						
		工事箇所の振興局等管内 ^④ での災害活動実績あり	0.7						
		上記以外の場合	0.0						
カ	災害応急工事の実績 元請として工事箇所の振興局等管内 ^④ で発生した当該災害に係る応急工事を施工した実績を評価する。 申請期限の日までに引渡し完了した工事を対象とする。 (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	応急工事の実績あり	1.3						
		応急工事の実績なし	0.0						
	評価点計 (A)		10.0						
				シ	雇用対策の実績 企業として申請期限の日現在、以下のいずれかの実績があれば評価する。 ・「障がい者」の常時雇用 ・〇年4月1日以降に学校を卒業した県内居住者（雇用後に県内居住となった者を含む。）を、正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続（注記：期間の始期は前々年度） ・〇年4月1日以降に県内居住者（雇用後に県内居住となった者を含む。）を正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続（注記：期間の始期は前年度）	あり	0.5		
					なし	0.0			
				ス	災害応急工事の実績 元請として工事箇所の振興局等管内 ^④ で発生した当該災害に係る応急工事を施工した実績を評価する。 申請期限の日までに引渡し完了した工事を対象とする。 (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	応急工事の実績あり	1.3		
					応急工事の実績なし	0.0			
	評価点計 (A)		10.0						

3 海上・海中工事用

評価項目	評価基準	評価点
ア 施工実績 元請としての同種・類似工事の施工実績を評価する。 〇年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事を対象とする。（注記：期間は前年度から起算して15年間）	同種工事の経験あり	0.7
	類似工事の経験あり	0.3
	実績なし	0.0
イ 工事成績評定 発注業種の工事成績評定点（対象5年間、〇年度から〇年度の期間）の平均値（小数点以下第2位を四捨五入1位止め）で評価する。 なお、対象の評定点がない場合は、評価点を0点とする。 評価の対象工事は、岩手県が発注した工事のうち、当該発注工事と同じ発注業種の工事とする。	85点以上	1.2
	80点以上85点未満	0.6
	75点以上80点未満	0.3
	75点未満	0.0
ウ 経営品質の取組 以下に示す4項目のいずれかの実績があれば評価する。 ①岩手県が行った、〇年度から〇年度の「優良県営建設工事表彰（優良下請負企業表彰を含む。）」の受賞（注記：期間は前年度から起算して5年間） ②申請期限の日現在有効なISO9001又はISO14001の認証取得、若しくは「いわて地球環境にやさしい事業所」3つ星以上の認定	2項目以上該当あり	0.5
	1項目該当あり	0.2

	配置予定技術者の要件 (3.3点)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1555 193 2237 344"> ③岩手県が前年度までに行った「新分野進出等表彰(奨励企業を含む)」の受賞 ④申請期限の日現在有効な「えるぼし」、「くるみん・プラチナくるみん」、「いわて女性活躍認定企業等」又は「いわて子育てにやさしい企業等」の認定 </td> <td data-bbox="2243 193 2457 344"> 該当実績なし </td> <td data-bbox="2463 193 2599 344"> 0.0 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 348 2237 550"> エ 資格取得の取組 ○年4月1日から申請期限の日までに以下の①、②の実績があれば評価する。 なお、評価項目「セ 雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者は評価対象外とする。(注記：期間の始期は前々年度) 評価点は①と②の評定点を合計した点数とする。 </td> <td data-bbox="2243 348 2457 550"> 下記の合計値 </td> <td data-bbox="2463 348 2599 550"> 0.3 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 554 2237 638"> ① 技術者資格の取得 ・新たに資格を取得した職員がいる場合 ・資格を所有している者を新たに常時雇用した場合 </td> <td data-bbox="2243 554 2457 638"> 実績あり 実績なし </td> <td data-bbox="2463 554 2599 638"> 0.2 0.0 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 642 2237 726"> ② 登録基幹技能者の認定 ・新たに登録機関技能士を認定された職員がいる場合 </td> <td data-bbox="2243 642 2457 726"> 実績あり 実績なし </td> <td data-bbox="2463 642 2599 726"> 0.1 0.0 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 730 2237 961"> オ 施工経験 同種・類似工事を、元請の主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として施工した経験(現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る。)により評価する。対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事とする。(注記：期間は前年度から起算して15年間) ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価 </td> <td data-bbox="2243 730 2457 961"> 同種工事の経験あり 類似工事の経験あり 経験なし </td> <td data-bbox="2463 730 2599 961"> 0.8 0.4 0.0 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 966 2237 1226"> カ 配置予定技術者の工事成績評定 主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として施工した、工事成績評定点のうち最高値で評価する。対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに工事成績評定通知書により通知を受けた工事とする。(注記：期間は前年度から起算して5年間) なお、対象の評定点がない場合は、評価点を0点とする。評価の対象工事は、岩手県が発注した工事とする。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価 </td> <td data-bbox="2243 966 2457 1226"> 85点以上 80点以上85点未満 75点以上80点未満 75点未満 </td> <td data-bbox="2463 966 2599 1226"> 1.0 0.5 0.2 0.0 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 1230 2237 1545"> キ 配置予定技術者の表彰実績 ○年度から○年度までの間に、以下のいずれかの実績があれば評価する。(注記：期間は前年度から起算して5年間) ・主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として岩手県が行った「優良県営建設工事表彰」(現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る)の受賞 ・「優秀施工者岩手県知事表彰」の受賞 ・「東北地方工事安全施工推進大会優良企業(現場代理人)表彰」の受賞 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価 </td> <td data-bbox="2243 1230 2457 1545"> 実績あり 実績なし </td> <td data-bbox="2463 1230 2599 1545"> 0.3 0.0 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 1549 2237 1709"> ク 配置予定技術者の資格と経験年数 一級相当資格を有している場合は、申請期限の日現在における資格取得後の経験年数により評価する。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価 </td> <td data-bbox="2243 1549 2457 1709"> 一級相当資格あり(取得後5年以上) 一級相当資格あり(取得後5年未満) 経験なし </td> <td data-bbox="2463 1549 2599 1709"> 0.3 0.1 0.0 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 1713 2237 1919"> ケ 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取り組み状況 配置予定技術者の継続教育(CPD)への取組を評価する。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価 </td> <td data-bbox="2243 1713 2457 1919"> 継続教育(当該団体推奨単位以上取得)の証明有り 継続教育(当該団体推奨単位の2分の1以上取得)の証明有り 上記以外の場合 </td> <td data-bbox="2463 1713 2599 1919"> 0.2 0.1 0.0 </td> </tr> </table>	③岩手県が前年度までに行った「新分野進出等表彰(奨励企業を含む)」の受賞 ④申請期限の日現在有効な「えるぼし」、「くるみん・プラチナくるみん」、「いわて女性活躍認定企業等」又は「いわて子育てにやさしい企業等」の認定	該当実績なし	0.0	エ 資格取得の取組 ○年4月1日から申請期限の日までに以下の①、②の実績があれば評価する。 なお、評価項目「セ 雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者は評価対象外とする。(注記：期間の始期は前々年度) 評価点は①と②の評定点を合計した点数とする。	下記の合計値	0.3	① 技術者資格の取得 ・新たに資格を取得した職員がいる場合 ・資格を所有している者を新たに常時雇用した場合	実績あり 実績なし	0.2 0.0	② 登録基幹技能者の認定 ・新たに登録機関技能士を認定された職員がいる場合	実績あり 実績なし	0.1 0.0	オ 施工経験 同種・類似工事を、元請の主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として施工した経験(現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る。)により評価する。対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事とする。(注記：期間は前年度から起算して15年間) ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	同種工事の経験あり 類似工事の経験あり 経験なし	0.8 0.4 0.0	カ 配置予定技術者の工事成績評定 主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として施工した、工事成績評定点のうち最高値で評価する。対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに工事成績評定通知書により通知を受けた工事とする。(注記：期間は前年度から起算して5年間) なお、対象の評定点がない場合は、評価点を0点とする。評価の対象工事は、岩手県が発注した工事とする。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	85点以上 80点以上85点未満 75点以上80点未満 75点未満	1.0 0.5 0.2 0.0	キ 配置予定技術者の表彰実績 ○年度から○年度までの間に、以下のいずれかの実績があれば評価する。(注記：期間は前年度から起算して5年間) ・主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として岩手県が行った「優良県営建設工事表彰」(現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る)の受賞 ・「優秀施工者岩手県知事表彰」の受賞 ・「東北地方工事安全施工推進大会優良企業(現場代理人)表彰」の受賞 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	実績あり 実績なし	0.3 0.0	ク 配置予定技術者の資格と経験年数 一級相当資格を有している場合は、申請期限の日現在における資格取得後の経験年数により評価する。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	一級相当資格あり(取得後5年以上) 一級相当資格あり(取得後5年未満) 経験なし	0.3 0.1 0.0	ケ 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取り組み状況 配置予定技術者の継続教育(CPD)への取組を評価する。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	継続教育(当該団体推奨単位以上取得)の証明有り 継続教育(当該団体推奨単位の2分の1以上取得)の証明有り 上記以外の場合	0.2 0.1 0.0
③岩手県が前年度までに行った「新分野進出等表彰(奨励企業を含む)」の受賞 ④申請期限の日現在有効な「えるぼし」、「くるみん・プラチナくるみん」、「いわて女性活躍認定企業等」又は「いわて子育てにやさしい企業等」の認定	該当実績なし	0.0																											
エ 資格取得の取組 ○年4月1日から申請期限の日までに以下の①、②の実績があれば評価する。 なお、評価項目「セ 雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者は評価対象外とする。(注記：期間の始期は前々年度) 評価点は①と②の評定点を合計した点数とする。	下記の合計値	0.3																											
① 技術者資格の取得 ・新たに資格を取得した職員がいる場合 ・資格を所有している者を新たに常時雇用した場合	実績あり 実績なし	0.2 0.0																											
② 登録基幹技能者の認定 ・新たに登録機関技能士を認定された職員がいる場合	実績あり 実績なし	0.1 0.0																											
オ 施工経験 同種・類似工事を、元請の主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として施工した経験(現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る。)により評価する。対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事とする。(注記：期間は前年度から起算して15年間) ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	同種工事の経験あり 類似工事の経験あり 経験なし	0.8 0.4 0.0																											
カ 配置予定技術者の工事成績評定 主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として施工した、工事成績評定点のうち最高値で評価する。対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに工事成績評定通知書により通知を受けた工事とする。(注記：期間は前年度から起算して5年間) なお、対象の評定点がない場合は、評価点を0点とする。評価の対象工事は、岩手県が発注した工事とする。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	85点以上 80点以上85点未満 75点以上80点未満 75点未満	1.0 0.5 0.2 0.0																											
キ 配置予定技術者の表彰実績 ○年度から○年度までの間に、以下のいずれかの実績があれば評価する。(注記：期間は前年度から起算して5年間) ・主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として岩手県が行った「優良県営建設工事表彰」(現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る)の受賞 ・「優秀施工者岩手県知事表彰」の受賞 ・「東北地方工事安全施工推進大会優良企業(現場代理人)表彰」の受賞 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	実績あり 実績なし	0.3 0.0																											
ク 配置予定技術者の資格と経験年数 一級相当資格を有している場合は、申請期限の日現在における資格取得後の経験年数により評価する。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	一級相当資格あり(取得後5年以上) 一級相当資格あり(取得後5年未満) 経験なし	0.3 0.1 0.0																											
ケ 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取り組み状況 配置予定技術者の継続教育(CPD)への取組を評価する。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	継続教育(当該団体推奨単位以上取得)の証明有り 継続教育(当該団体推奨単位の2分の1以上取得)の証明有り 上記以外の場合	0.2 0.1 0.0																											

改正前

改正後

		<p>コ 若手技術者又は女性技術者の配置の有無 配置予定技術者又は現場代理人として若手又は女性を配置した場合に、配置する役割に応じて評価する。 なお、若手とは申請期限の日現在において、満40歳をむかえていない者とする。</p> <p>サ 配置予定技術者の週休2日制の取組実績 主任（監理）技術者として施工した工事において、週休2日制を実施した実績があれば評価する。 対象となる工事は、国又は岩手県が発注した工事のうち、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引き渡し完了した工事とし、岩手県内において施工した工事を対象とする。 （注記：期間は前年度から起算して3年間） ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</p> <p>シ 地域内拠点の有無 工事箇所と本社の所在地に基づき評価する。 （注） 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、評価基準の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</p> <p>ス 災害活動の実績等 以下の①、②の実績があれば評価する。評価点は①と②の評価点を合計した点数とする。</p> <p>① 災害活動の実績 工事箇所の振興局等管内^③で○年度又は○年度における災害活動実績。（注記：期間は前年度又は前々年度） （注） 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 災害協定の有無 「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結。ただし、申請期限の日現在有効なもので岩手県と締結したものに限り。</p> <p>セ 雇用対策の実績 企業として申請期限の日現在、以下のいずれかの実績があれば評価する。 ・「障がい者」の常時雇用 ・○年4月1日以降に学校を卒業した県内居住者（雇用後に県内居住となった者を含む。）を、正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続（注記：期間の始期は前々年度） ・○年4月1日以降に県内居住者（雇用後に県内居住となった者を含む。）を正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続（注記：期間の始期は前年度）</p> <p>ソ 地域貢献活動の実績 次の①又は②の実績の有無により評価する。なお、評価点については①と②の評価点を合計した点数とし0.5点を上限とする。</p> <p>① 無償奉仕活動の実績 工事箇所の振興局等管内^③で、無償奉仕活動の実績（対象2年間 ○年度から○年度）があれば評価する。（注記：期間は前年度又は前々年度） （注） 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 維持修繕業務等の実績 工事箇所の振興局等管内^③で、岩手県が管理する公共施設の維持修繕業務等の実績（対象5年間○年度から○年度）があ</p>	<p>主任（監理）技術者への配置 0.2</p> <p>現場代理人への配置 0.1</p> <p>なし 0.0</p> <p>完全週休2日又は4週8休 0.5</p> <p>4週7休又は4週6休 0.2</p> <p>実績なし 0.0</p> <p>工事箇所の市町村内に本社を有する 1.0</p> <p>工事箇所の振興局等管内^③に本社を有する 0.5</p> <p>上記以外の場合 0.0</p> <p>下記の合計値 1.5</p> <p>災害活動の実績あり 1.0</p> <p>災害活動の実績なし 0.0</p> <p>協定締結あり 0.5</p> <p>協定締結なし 0.0</p> <p>あり 0.5</p> <p>なし 0.0</p> <p>下記による 上限値 0.5</p> <p>年4回以上の実績あり 0.5</p> <p>年4回未満の実績 0.0</p> <p>1業務の実績 0.5</p>	
--	--	---	---	--

地域精進度等（4.0点）

	<p>れは評価する。(注記：期間は前年度から起算して5年間) <u>(注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</u></p>	実績なし	0.0
タ	<p>船舶の所有状況 <u>企業として申請期限の日現在、以下のいずれかの船舶を所有している場合に評価する。</u> <u>なお、評価対象となる船舶は、岩手県内に通常保管している船舶とする。</u> ・起重機船 (25 t 吊以上) ・クレーン付き台船 (クレーン 35 t 吊以上)</p>	所有あり	0.5
		所有なし	0.0
評価点計 (A)			10.0

4 一般工事用 (ICT活用工事)

	評価項目	評価基準	評価点	
企業の施工能力(2.7点)	ア 施工実績	同種工事の経験あり	0.7	
		類似工事の経験あり	0.3	
		実績なし	0.0	
	イ 工事成績評定	85 点以上	1.2	
		80 点以上 85 点未満	0.6	
		75 点以上 80 点未満	0.3	
		75 点未満	0.0	
	ウ 経営品質の取組	2 項目以上該当あり	0.5	
		1 項目該当あり	0.2	
		該当実績なし	0.0	
	エ 資格取得の取組	下記の合計値	0.3	
		① 技術者資格の取得	実績あり	0.2
		② 登録基幹技能者の認定	実績あり	0.1
		実績なし	0.0	

改正前

改正後

改正前	改正後			
	配置予定技術者の要件(3.3点)	<p><u>オ 施工経験</u> 同種・類似工事を、元請の主任（監理）技術者、専任補助者又は現場代理人として施工した経験（現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る。）により評価する。対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事とする。（注記：期間は前年度から起算して15年間） ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</p>	同種工事の経験あり <u>0.8</u>	
		類似工事の経験あり <u>0.4</u>		
		経験なし <u>0.0</u>		
		<p><u>カ 配置予定技術者の工事成績評定</u> 主任（監理）技術者、専任補助者又は現場代理人として施工した、工事成績評定点のうち最高値で評価する。対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに工事成績評定通知書により通知を受けた工事とする。（注記：期間は前年度から起算して5年間） なお、対象の評定点がない場合は、評価点を0点とする。評価の対象工事は、岩手県が発注した工事とする。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</p>	85点以上 <u>1.0</u>	
		80点以上85点未満 <u>0.5</u>		
		75点以上80点未満 <u>0.2</u>		
		75点未満 <u>0.0</u>		
		<p><u>キ 配置予定技術者の表彰実績</u> ○年度から○年度までの間に、以下のいずれかの実績があれば評価する。（注記：期間は前年度から起算して5年間） ・主任（監理）技術者、専任補助者又は現場代理人として岩手県が行った「優良県営建設工事表彰」（現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る）の受賞 ・「優秀施工者岩手県知事表彰」の受賞 ・「東北地方工事安全施工推進大会優良企業（現場代理人）表彰」の受賞 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</p>	実績あり <u>0.3</u>	
		実績なし <u>0.0</u>		
		<p><u>ク 配置予定技術者の資格と経験年数</u> 一級相当資格を有している場合は、申請期限の日現在における資格取得後の経験年数により評価する。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</p>	一級相当資格あり（取得後5年以上） <u>0.3</u>	
		一級相当資格あり（取得後5年未満） <u>0.1</u>		
		経験なし <u>0.0</u>		
		<p><u>ケ 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取り組み状況</u> 配置予定技術者の継続教育（CPD）への取組を評価する。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</p>	継続教育（当該団体推奨単位以上取得）の証明有り <u>0.2</u>	
		継続教育（当該団体推奨単位の2分の1以上取得）の証明有り <u>0.1</u>		
		上記以外の場合 <u>0.0</u>		
		<p><u>コ 若手技術者又は女性技術者の配置の有無</u> 配置予定技術者又は現場代理人として若手又は女性を配置した場合に、配置する役割に応じて評価する。 なお、若手とは申請期限の日現在において、満40歳をむかえていない者とする。</p>	主任（監理）技術者への配置 <u>0.2</u>	
		現場代理人への配置 <u>0.1</u>		
		なし <u>0.0</u>		
<p><u>サ 配置予定技術者の週休2日制の取組実績</u> 主任（監理）技術者として施工した工事において、週休2日制を実施した実績があれば評価する。 対象となる工事は、国又は岩手県が発注した工事のうち、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引き渡し完了した工事とし、岩手県内において施工した工事を対象とする。（注記：期間は前年度から起算して3年間） ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</p>	完全週休2日又は4週8休 <u>0.3</u>			
4週7休又は4週6休 <u>0.1</u>				
実績なし <u>0.0</u>				
<p><u>シ 配置予定技術者のICT活用工事の施工実績</u> 主任（監理）技術者として施工した工事において、ICTを活用した実績があれば評価する。 対象となる工事は、国又は岩手県が発注した工事のうち、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引き渡し完了</p>	ICTの全面的な活用 <u>0.2</u>			

改正前

改正後

			<p>した工事とし、岩手県内において施工した工事を対象とする。 (注記：期間は前年度から起算して3年間) なお、以下に示す施工プロセスの実施状況により評価する。 ① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ ICT建設機械による施工 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品 (注) ICTの全面的な活用とは、上記①から⑤の実施項目をすべて実施した場合とする。ただし、発注者が実施できない項目があると判断した場合には、その項目を除いた残りのすべての項目を実施した場合とする。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</p>	<p>ICTの部分的な活用</p> <p>0.1</p>	<p>実績なし</p> <p>0.0</p>	
		<p>ス 地域内拠点の有無 工事箇所と本社の所在地に基づき評価する。 (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、評価基準の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</p>	<p>工事箇所の市町村内に本社を有する</p> <p>1.0</p> <p>工事箇所の振興局等管内^②に本社を有する</p> <p>0.5</p> <p>上記以外の場合</p> <p>0.0</p>			
		<p>セ 災害活動の実績等 以下の①、②の実績があれば評価する。評価点は①と②の評価点を合計した点数とする。</p>	<p>下記の合計値</p> <p>1.5</p>			
		<p>① 災害活動の実績 工事箇所の振興局等管内^②で〇年度又は〇年度における災害活動実績。(注記：期間は前年度又は前々年度) (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</p>	<p>災害活動の実績あり</p> <p>1.0</p> <p>災害活動の実績なし</p> <p>0.0</p>			
		<p>② 災害協定の有無 「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結。ただし、申請期限の日現在有効なもので岩手県と締結したものに限り。</p>	<p>協定締結あり</p> <p>0.5</p> <p>協定締結なし</p> <p>0.0</p>			
	<p>地域精進度等(4.0点)</p>		<p>ソ 雇用対策の実績 企業として申請期限の日現在、以下のいずれかの実績があれば評価する。 ・「障がい者」の常時雇用 ・〇年4月1日以降に学校を卒業した県内居住者(雇用後に県内居住となった者を含む。)を、正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続(注記：期間の始期は前々年度) ・〇年4月1日以降に県内居住者(雇用後に県内居住となった者を含む。)を正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続(注記：期間の始期は前年度)</p>	<p>あり</p> <p>0.5</p> <p>なし</p> <p>0.0</p>		
		<p>タ 地域貢献活動の実績 次の①又は②の実績の有無により評価する。なお、評価点については①と②の評価点を合計した点数とし1.0点を上限とする。</p>	<p>下記による</p> <p>上限値 1.0</p>			
		<p>① 無償奉仕活動の実績 工事箇所の振興局等管内^②で、無償奉仕活動の実績(対象2年間 〇年度から〇年度)があれば評価する。(注記：期間は前年度又は前々年度) (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</p>	<p>年4回以上の実績が2年間継続</p> <p>1.0</p> <p>年4回以上の実績あり</p> <p>0.5</p> <p>年4回未満の実績</p> <p>0.0</p>			
		<p>② 維持修繕業務等の実績 工事箇所の振興局等管内^②で、岩手県が管理する公共施設</p>	<p>2業務以上の実績</p> <p>1.0</p>			

	の維持修繕業務等の実績(対象5年間○年度から○年度)があれば評価する。(注記:期間は前年度から起算して5年間) (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	1 業務の実績	0.5
		実績なし	0.0
評価点計 (A)			10.0

5 災害復旧工事中 (ICT活用工事)

評価項目	評価基準	評価点	
企業の施工能力 (2.2点)	ア 施工実績 元請としての同種・類似工事の施工実績を評価する。 ○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事を対象とする。(注記:期間は前年度から起算して15年間)	同種工事の経験あり	0.7
		類似工事の経験あり	0.3
		実績なし	0.0
	イ 工事成績評定 発注業種の工事成績評定点(対象5年間、○年度から○年度の期間)の平均値(小数点以下第2位を四捨五入1位止め)で評価する。 なお、対象の評定点がない場合は、評価点を0点とする。 評価の対象工事は、岩手県が発注した工事のうち、当該発注工事と同じ発注業種の工事とする。	85点以上	1.2
		80点以上85点未満	0.6
		75点以上80点未満	0.3
		75点未満	0.0
	ウ 資格取得の取組 ○年4月1日から申請期限の日までに以下の①、②の実績があれば評価する。なお、評価項目「シ 雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者は評価対象外とする。(注記:期間の始期は前々年度) 評価点は①、②の評定点を合計した点数とする。	下記の合計値	0.3
	① 技術者資格の取得 ・新たに資格を取得した職員がいる場合 ・資格を所有している者を新たに常時雇用した場合	実績あり	0.2
		実績なし	0.0
配置予定技術者の要件 (3.0点)	② 登録基幹技能者の認定 ・新たに登録機関技能士を認定された職員がいる場合	実績あり	0.1
		実績なし	0.0
	エ 施工経験 同種・類似工事を、元請の主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として施工した経験(現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る。)により評価する。対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事とする。(注記:期間は前年度から起算して15年間) ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	同種工事の経験あり	0.8
		類似工事の経験あり	0.4
		経験なし	0.0
	オ 配置予定技術者の工事成績評定 主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として施工した、工事成績評定点のうち最高値で評価する。対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに工事成績評定通知書により通知を受けた工事とする。(注記:期間は前年度から起算して5年間) なお、対象の評定点がない場合は、評価点を0点とする。評価の対象工事は、岩手県が発注した工事とする。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	85点以上	1.0
		80点以上85点未満	0.5
		75点以上80点未満	0.2
		75点未満	0.0
	カ 配置予定技術者の資格と経験年数 一級相当資格を有している場合は、申請期限の日現在における資格取得後の経験年数により評価する。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	一級相当資格あり(取得後5年以上)	0.3
	一級相当資格あり(取得後5年未満)	0.1	
	経験なし	0.0	
キ 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取り組み状況 配置予定技術者の継続教育(CPD)への取組を評価する。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価	継続教育(当該団体推奨単位以上取得)の証明有り	0.2	

改正前

改正後

			<p>継続教育（当該団体推奨単位の2分の1以上取得）の証明有り <u>0.1</u></p> <p>上記以外の場合 <u>0.0</u></p> <p>ク 若手技術者又は女性技術者の配置の有無 配置予定技術者又は現場代理人として若手又は女性を配置した場合に、配置する役割に応じて評価する。 なお、若手とは申請期限の日現在において、満40歳をむかえていない者とする。</p> <p>主任（監理）技術者への配置 <u>0.2</u></p> <p>現場代理人への配置 <u>0.1</u></p> <p>なし <u>0.0</u></p> <p>ケ 配置予定技術者の週休2日制の取組実績 主任（監理）技術者として施工した工事において、週休2日制を実施した実績があれば評価する。</p> <p>完全週休2日又は4週8休 <u>0.3</u></p> <p>4週7休又は4週6休 <u>0.1</u></p> <p>実績なし <u>0.0</u></p> <p>コ 配置予定技術者のICT活用工事の施工実績 主任（監理）技術者として施工した工事において、ICTを活用した実績があれば評価する。 対象となる工事は、国又は岩手県が発注した工事のうち、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引き渡し完了した工事とし、岩手県内において施工した工事を対象とする。（注記：期間は前年度から起算して3年間） なお、以下に示す施工プロセスの実施状況により評価する。 ① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ ICT建設機械による施工 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品 （注）ICTの全面的な活用とは、上記①から⑤の実施項目をすべて実施した場合とする。ただし、発注者が実施できない項目があると判断した場合には、その項目を除いた残りのすべての項目を実施した場合とする。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</p> <p>ICTの全面的な活用 <u>0.2</u></p> <p>ICTの部分的な活用 <u>0.1</u></p> <p>実績なし <u>0.0</u></p>	<p>0.1</p> <p>0.0</p> <p>0.2</p> <p>0.1</p> <p>0.0</p> <p>0.3</p> <p>0.1</p> <p>0.0</p> <p>0.2</p> <p>0.1</p> <p>0.0</p>	
	<p>地域精進度等 4.8点</p>	<p>サ 地域内拠点の有無 工事箇所と本社の所在地に基づき評価する。 （注）入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、評価基準の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</p> <p>シ 災害活動の実績等 以下の①、②いずれかの実績があれば評価する。評価点は①と②の評価点を合計した点数とする。</p> <p>① 災害活動の実績 ・工事箇所の振興局等管内[※]で○年度又は○年度における災害活動実績。（注記：期間は前年度又は前々年度） ・「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結。ただし、申請期限の日現在有効なもので岩手県と締結したものに限り。 （注）入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 災害協定の有無 「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結。ただし、申請期限の日現在有効なもので岩手県と締結したものに限り。</p>	<p>工事箇所の市町村内に本社を有する <u>1.0</u></p> <p>工事箇所の振興局等管内[※]に本社を有する <u>0.5</u></p> <p>上記以外の場合 <u>0.0</u></p> <p>下記の合計値 <u>2.0</u></p> <p>工事箇所の市町村内での災害活動実績あり <u>1.5</u></p> <p>工事箇所の振興局等管内[※]での災害活動実績あり <u>0.7</u></p> <p>上記以外の場合 <u>0.0</u></p> <p>協定締結あり <u>0.5</u></p> <p>協定締結なし <u>0.0</u></p>	<p>1.0</p> <p>0.5</p> <p>0.0</p> <p>2.0</p> <p>1.5</p> <p>0.7</p> <p>0.0</p> <p>0.5</p> <p>0.0</p>	

ス 雇用対策の実績 企業として申請期限の日現在、以下のいずれかの実績があれば評価する。 ・「障がい者」の常時雇用 ・〇年4月1日以降に学校を卒業した県内居住者（雇用後に県内居住となった者を含む。）を、正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続（注記：期間の始期は前々年度） ・〇年4月1日以降に県内居住者（雇用後に県内居住となった者を含む。）を正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続（注記：期間の始期は前年度）	あり	0.5
セ 災害応急工事の実績 元請として工事箇所の振興局等管内 ^④ で発生した当該災害に係る応急工事を施工した実績を評価する。 申請期限の日までに引渡し完了した工事を対象とする。 （注）入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	応急工事の実績あり	1.3
	応急工事の実績なし	0.0
評価点計（A）		10.0

6 海上・海中工事用（ICT活用工事）

評価項目	評価基準	評価点	
ア 施工実績 元請としての同種・類似工事の施工実績を評価する。 〇年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事を対象とする。（注記：期間は前年度から起算して15年間）	同種工事の経験あり	0.7	
	類似工事の経験あり	0.3	
	実績なし	0.0	
イ 工事成績評定 発注業種の工事成績評定点（対象5年間、〇年度から〇年度の期間）の平均値（小数点以下第2位を四捨五入1位止め）で評価する。 なお、対象の評定点がない場合は、評価点を0点とする。 評価の対象工事は、岩手県が発注した工事のうち、当該発注工事と同じ発注業種の工事とする。	85点以上	1.2	
	80点以上85点未満	0.6	
	75点以上80点未満	0.3	
	75点未満	0.0	
ウ 経営品質の取組 以下に示す4項目のいずれかの実績があれば評価する。 ①岩手県が行った、〇年度から〇年度の「優良県営建設工事表彰（優良下請負企業表彰を含む。）」の受賞（注記：期間は前年度から起算して5年間） ②申請期限の日現在有効なISO9001又はISO14001の認証取得、若しくは「いわて地球環境にやさしい事業所」3つ星以上の認定 ③岩手県が前年度までに行った「新分野進出等表彰（奨励企業を含む）」の受賞 ④申請期限の日現在有効な「えるぼし」、「くるみん・プラチナくるみん」、「いわて女性活躍認定企業等」又は「いわて子育てにやさしい企業等」の認定	2項目以上該当あり	0.5	
	1項目該当あり	0.2	
	該当実績なし	0.0	
エ 資格取得の取組 〇年4月1日から申請期限の日までに以下の①、②の実績があれば評価する。 なお、評価項目「セ 雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者は評価対象外とする。（注記：期間の始期は前々年度） 評価点は①と②の評定点を合計した点数とする。	下記の合計値	0.3	
	① 技術者資格の取得 ・新たに資格を取得した職員がいる場合	実績あり	0.2
	・資格を所有している者を新たに常時雇用した場合	実績なし	0.0
	② 登録基幹技能者の認定 ・新たに登録機関技能士を認定された職員がいる場合	実績あり	0.1
		実績なし	0.0

企業の施工能力 ②、7点

改正前

改正後

改正前	改正後			
	配置予定技術者の要件(3.3点)	<p><u>オ 施工経験</u> 同種・類似工事を、元請の主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として施工した経験(現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る。)により評価する。対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事とする。(注記:期間は前年度から起算して15年間) ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</p>	同種工事の経験あり 0.8	
		類似工事の経験あり 0.4		
		経験なし 0.0		
		<p><u>カ 配置予定技術者の工事成績評定</u> 主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として施工した、工事成績評定点のうち最高値で評価する。対象となる工事は、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに工事成績評定通知書により通知を受けた工事とする。(注記:期間は前年度から起算して5年間) なお、対象の評定点がない場合は、評価点を0点とする。評価の対象工事は、岩手県が発注した工事とする。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</p>	85点以上 1.0	
		80点以上85点未満 0.5		
		75点以上80点未満 0.2		
		75点未満 0.0		
		<p><u>キ 配置予定技術者の表彰実績</u> ○年度から○年度までの間に、以下のいずれかの実績があれば評価する。(注記:期間は前年度から起算して5年間) ・主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として岩手県が行った「優良県営建設工事表彰」(現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る)の受賞 ・「優秀施工者岩手県知事表彰」の受賞 ・「東北地方工事安全施工推進大会優良企業(現場代理人)表彰」の受賞 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</p>	実績あり 0.3	
		実績なし 0.0		
		<p><u>ク 配置予定技術者の資格と経験年数</u> 一級相当資格を有している場合は、申請期限の日現在における資格取得後の経験年数により評価する。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</p>	一級相当資格あり(取得後5年以上) 0.3	
		一級相当資格あり(取得後5年未満) 0.1		
		経験なし 0.0		
		<p><u>ケ 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取り組み状況</u> 配置予定技術者の継続教育(CPD)への取組を評価する。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</p>	継続教育(当該団体推奨単位以上取得)の証明有り 0.2	
		継続教育(当該団体推奨単位の2分の1以上取得)の証明有り 0.1		
		上記以外の場合 0.0		
		<p><u>コ 若手技術者又は女性技術者の配置の有無</u> 配置予定技術者又は現場代理人として若手又は女性を配置した場合に、配置する役割に応じて評価する。 なお、若手とは申請期限の日現在において、満40歳をむかえていない者とする。</p>	主任(監理)技術者への配置 0.2	
現場代理人への配置 0.1				
なし 0.0				
<p><u>サ 配置予定技術者の週休2日制の取組実績</u> 主任(監理)技術者として施工した工事において、週休2日制を実施した実績があれば評価する。 対象となる工事は、国又は岩手県が発注した工事のうち、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引き渡し完了した工事とし、岩手県内において施工した工事を対象とする。(注記:期間は前年度から起算して3年間) ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</p>	完全週休2日又は4週8休 0.3			
4週7休又は4週6休 0.1				
実績なし 0.0				
<p><u>シ 配置予定技術者のICT活用工事の施工実績</u> 主任(監理)技術者として施工した工事において、ICTを活用した実績があれば評価する。 対象となる工事は、国又は岩手県が発注した工事のうち、○年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引き渡し完了</p>	ICTの全面的な活用 0.2			

		<p>した工事とし、岩手県内において施工した工事を対象とする。 (注記：期間は前年度から起算して3年間) なお、以下に示す施工プロセスの実施状況により評価する。 ① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ ICT建設機械による施工 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品 (注) ICTの全面的な活用とは、上記①から⑤の実施項目をすべて実施した場合とする。ただし、発注者が実施できない項目があると判断した場合には、その項目を除いた残りのすべての項目を実施した場合とする。 ※ 専任補助者を配置した場合、専任補助者の実績で評価</p>	<p>ICTの部分的な活用</p> <p>0.1</p>	<p>実績なし</p> <p>0.0</p>	
		<p>ス 地域内拠点の有無 工事箇所と本社の所在地に基づき評価する。 (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、評価基準の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</p>	<p>工事箇所の市町村内に本社を有する</p> <p>1.0</p>	<p>工事箇所の振興局等管内^②に本社を有する</p> <p>0.5</p>	<p>上記以外の場合</p> <p>0.0</p>
		<p>セ 災害活動の実績等 以下の①、②の実績があれば評価する。評価点は①と②の評価点を合計した点数とする。</p>	<p>下記の合計値</p> <p>1.5</p>		
		<p>① 災害活動の実績 工事箇所の振興局等管内(注)で〇年度又は〇年度における災害活動実績。(注記：期間は前年度又は前々年度) (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</p>	<p>災害活動の実績あり</p> <p>1.0</p>	<p>災害活動の実績なし</p> <p>0.0</p>	
		<p>② 災害協定の有無 「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結。ただし、申請期限の日現在有効なもので岩手県と締結したものに限り。</p>	<p>協定締結あり</p> <p>0.5</p>	<p>協定締結なし</p> <p>0.0</p>	
		<p>ソ 雇用対策の実績 企業として申請期限の日現在、以下のいずれかの実績があれば評価する。 ・「障がい者」の常時雇用 ・〇年4月1日以降に学校を卒業した県内居住者(雇用後に県内居住となった者を含む。)を、正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続(注記：期間の始期は前々年度) ・〇年4月1日以降に県内居住者(雇用後に県内居住となった者を含む。)を正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続(注記：期間の始期は前年度)</p>	<p>あり</p> <p>0.5</p>	<p>なし</p> <p>0.0</p>	
		<p>タ 地域貢献活動の実績 次の①又は②の実績の有無により評価する。なお、評価点については①と②の評価点を合計した点数とし0.5点を上限とする。</p>	<p>下記による</p> <p>上限値 0.5</p>		
		<p>① 無償奉仕活動の実績 工事箇所の振興局等管内^②で、無償奉仕活動の実績(対象2年間 〇年度から〇年度)があれば評価する。(注記：期間は前年度又は前々年度) (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</p>	<p>年4回以上の実績あり</p> <p>0.5</p>	<p>年4回未満の実績</p> <p>0.0</p>	
		<p>② 維持修繕業務等の実績 工事箇所の振興局等管内^②で、岩手県が管理する公共施設の維持修繕業務等の実績(対象5年間〇年度から〇年度)があ</p>	<p>1業務の実績</p> <p>0.5</p>		

地域精進度等(4.0点)

改正前	改正後																
<p>3 留意事項 【一般工事、災害復旧工事共通】</p> <p>① 岩手県が発注した工事とは、知事部局発注工事のほか、医療局、企業局等県の組織が発注した全ての工事を含むものとする。</p> <p>② 申請期限の日とは、総合評価技術提案書提出期限の日のことである。</p> <p>③ 特定共同企業体として入札に参加する者の評価は、代表者の実績で評価するものとする。</p> <p>④ 経常共同企業体として入札に参加する者の評価は、<u>企業体として評価項目に掲げるイ、ウ（優良工事表彰受賞のみ）（災害復旧工事用の場合はイ、ウ（優良工事表彰受賞のみ）、サ）</u>の実績があれば評価するものとする。それ以外の評価項目は、代表者の実績で評価するものとする。</p> <p>⑤ 復旧・復興建設工事共同企業体として入札に参加する者の評価は、<u>評価項目オ、カ、キ、ク（災害復旧工事用の場合は、評価項目エ、オ、カ）</u>は専任の配置予定技術者の実績で評価するものとする（入札公告において専任配置を求めている場合は、いずれかの構成員の実績で評価する。）。それ以外の評価項目は、いずれかの構成員の実績で評価するものとする。 ただし、評価項目<u>ケ（災害復旧工事用の場合は、評価項目キ）</u>は、構成員に県外企業が含まれる場合、評価点を0.5点とする。</p> <p>⑥ 〔略〕</p> <p>⑦ 配置予定技術者の評価において、評価項目「<u>ク 配置予定技術者の資格と経験年数</u>（<u>災害復旧工事用では「カ 配置予定技術者の資格と経験年数</u>）」で一級相当資格として認めるのは、発注業種に応じて、次に掲げる国家資格等を有する者に限るものとする。</p> <p>表〔略〕</p> <p>⑧ 配置予定技術者の施工経験、工事成績評定及び表彰実績として申請できるのは、その者が主任（監理）技術者又は現場代理人として工事の着手から完成までの全期間従事した工事に限る。 また、工場製作と現場施工に異なる技術者の配置を認めている工事を申請する場合は、工場製作に従事した技術者は工場製作に要した全期間、現場施工に従事した技術者は現場施工に要した全期間に従事した工事のみ申請できるものとする。 なお、主任（監理）技術者又は現場代理人が途中交代した場合は、全期間の2分の1を超える期間に従事している者を評価対象とする。 ここで、「全期間」とは工事を全面的に一時中止した期間を除いた期間とする。</p> <p>⑨ 申請者が配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。ただし、工場製作と現場施工に異なる技術者の配置を認めている工事については、現場施工に従事する配置予定技術者のみを申請するものとする。 なお、配置予定技術者に係る申請者の評価点は、<u>評価項目オ、カ、キ、ク（災害復旧工事用の場合は、評価項目エ、オ、カ）</u>の評価点の合計が最も低い技術者をもって算定するものとし、申請者は、落札候補者となり技術提案評価項目Aの確認書類の提出を求められた際は、申請した全ての配置予定技術者に係る確認書類を提出するものとする。</p> <p>⑩、⑪ 〔略〕 〔ア 施工実績〕</p> <p>①～⑤ 〔略〕</p>	<table border="1" data-bbox="1543 193 2611 577"> <tr> <td data-bbox="1543 193 1632 346"></td> <td data-bbox="1632 193 2240 346"> <u>れは評価する。（注記：期間は前年度から起算して5年間）</u> <u>（注） 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</u> </td> <td data-bbox="2240 193 2463 346">実績なし</td> <td data-bbox="2463 193 2611 346">0.0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 346 1632 441">チ 船舶の所有状況</td> <td data-bbox="1632 346 2240 441"> <u>企業として申請期限の日現在、以下のいずれかの船舶を所有している場合に評価する。</u> <u>なお、評価対象となる船舶は、岩手県内に通常保管している船舶とする。</u> </td> <td data-bbox="2240 346 2463 441">所有あり</td> <td data-bbox="2463 346 2611 441">0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 441 1632 577"></td> <td data-bbox="1632 441 2240 577"> <u>・起重機船（25 t 吊以上）</u> <u>・クレーン付き台船（クレーン 35 t 吊以上）</u> </td> <td data-bbox="2240 441 2463 577">所有なし</td> <td data-bbox="2463 441 2611 577">0.0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 577 1632 598"></td> <td data-bbox="1632 577 2611 598" style="text-align: center;">評価点計（A）</td> <td data-bbox="2240 577 2463 598"></td> <td data-bbox="2463 577 2611 598">10.0</td> </tr> </table> <p>7 留意事項 【各工共用共通】</p> <p>① 岩手県が発注した工事とは、知事部局発注工事のほか、医療局、企業局等県の組織が発注した全ての工事を含むものとする。</p> <p>② 申請期限の日とは、総合評価技術提案書提出期限の日のことである。</p> <p>③ 特定共同企業体として入札に参加する者の評価は、代表者の実績で評価するものとする。</p> <p>④ 経常建設共同企業体として入札に参加する者について、<u>次に掲げる評価項目は</u>企業体の実績があれば評価するものとする。それ以外の評価項目は、代表者の実績で評価するものとする。 <u>企業の施工能力：「工事成績評定」「経営品質の取組（優良工事表彰受賞のみ）」</u> <u>地域精通度等：「災害応急工事の実績」</u></p> <p>⑤ 復旧・復興建設工事共同企業体として入札に参加する者についての評価は、<u>「配置予定技術者の要件に関する評価項目」</u>は専任の配置予定技術者の実績で評価するものとする（入札公告において専任配置を求めている場合は、いずれかの構成員の実績で評価する。）。それ以外の評価項目は、いずれかの構成員の実績で評価するものとする。 ただし、評価項目「<u>地域内拠点の有無</u>」は、構成員に県外企業が含まれる場合、評価点を0.5点とする。</p> <p>⑥ 〔略〕</p> <p>⑦ 配置予定技術者の評価において、評価項目「配置予定技術者の資格と経験年数」で一級相当資格として認めるのは、発注業種に応じて、次に掲げる国家資格等を有する者に限るものとする。</p> <p>表〔略〕</p> <p>⑧ 配置予定技術者の施工経験、工事成績評定及び表彰実績として申請できるのは、その者が主任（監理）技術者、<u>専任補助者</u>又は現場代理人として工事の着手から完成までの全期間従事した工事に限る。 また、工場製作と現場施工に異なる技術者の配置を認めている工事を申請する場合は、工場製作に従事した技術者は工場製作に要した全期間、現場施工に従事した技術者は現場施工に要した全期間に従事した工事のみ申請できるものとする。 なお、主任（監理）技術者又は現場代理人が途中交代した場合は、全期間の2分の1を超える期間に従事している者を評価対象とする。 ここで、「全期間」とは工事を全面的に一時中止した期間を除いた期間とする。</p> <p>⑨ 申請者が配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。ただし、工場製作と現場施工に異なる技術者の配置を認めている工事については、現場施工に従事する配置予定技術者のみを申請するものとする。 なお、配置予定技術者に係る申請者の評価点は、<u>「配置予定技術者の要件に関する評価項目」</u>の評価点の合計が最も低い技術者をもって算定するものとし、申請者は、落札候補者となり技術提案評価項目Aの確認書類の提出を求められた際は、申請した全ての配置予定技術者に係る確認書類を提出するものとする。</p> <p>⑩、⑪ 〔略〕 〔施工実績〕</p> <p>①～⑤ 〔略〕</p>		<u>れは評価する。（注記：期間は前年度から起算して5年間）</u> <u>（注） 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</u>	実績なし	0.0	チ 船舶の所有状況	<u>企業として申請期限の日現在、以下のいずれかの船舶を所有している場合に評価する。</u> <u>なお、評価対象となる船舶は、岩手県内に通常保管している船舶とする。</u>	所有あり	0.5		<u>・起重機船（25 t 吊以上）</u> <u>・クレーン付き台船（クレーン 35 t 吊以上）</u>	所有なし	0.0		評価点計（A）		10.0
	<u>れは評価する。（注記：期間は前年度から起算して5年間）</u> <u>（注） 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。</u>	実績なし	0.0														
チ 船舶の所有状況	<u>企業として申請期限の日現在、以下のいずれかの船舶を所有している場合に評価する。</u> <u>なお、評価対象となる船舶は、岩手県内に通常保管している船舶とする。</u>	所有あり	0.5														
	<u>・起重機船（25 t 吊以上）</u> <u>・クレーン付き台船（クレーン 35 t 吊以上）</u>	所有なし	0.0														
	評価点計（A）		10.0														

改正前	改正後																																						
<p>[イ 工事成績評定]</p> <p>① 工事成績評定点の計算式は次のとおりとし、申請内容を県が保有するデータで確認する。 i、ii [略]</p> <p>[ウ 経営品質の取組] ※災害復旧工事用では評価なし ①～③ [略]</p> <p>[エ 資格取得の取組み]</p> <p>① 対象は【<u>一般工事、災害復旧工事</u>共通】⑦の表に示す資格とし、発注業種は問わない。 ② 資格の取得状況及び雇用関係を証明する資料の写しにより証明すること。</p> <p>[オ 施工経験] ※災害復旧工事用では [エ 施工経験] ①～⑤ [略]</p> <p>[カ 配置予定技術者の工事成績評定] ※災害復旧工事用では [オ 配置予定技術者の工事成績評定] ①～④ [略]</p> <p>[キ 配置予定技術者の表彰実績] ※災害復旧工事用では評価なし ①、② [略]</p> <p>[ク 配置予定技術者の資格と経験年数] ※災害復旧工事用では [カ 配置予定技術者の資格と経験年数]</p>	<p>[工事成績評定]</p> <p>工事成績評定点の計算式は次のとおりとし、申請内容を県が保有するデータで確認する。 i、ii [略]</p> <p>[経営品質の取組] ※災害復旧工事用では評価なし ①～③ [略]</p> <p>④ 「<u>えるぼし</u>」、「<u>くるみん・プラチナくるみん</u>」、「<u>いわて女性活躍認定企業等</u>」又は「<u>いわて子育てにやさしい企業等</u>」の認定は、以下の厚生労働省又は岩手県ホームページに掲載されている最新版の実績で確認する。 <u>えるぼし</u>：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129028.html <u>くるみん・プラチナくるみん</u>：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jisedai/ki_juntekigou/index.html <u>いわて女性活躍認定企業等</u>：https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1004931.html <u>いわて子育てにやさしい企業等</u>：https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shoushika/1003469/1003472.html</p> <p>⑤ <u>厚生労働省又は岩手県ホームページで実績を確認できない場合には、認定を証明する資料（認定証等）で確認する。</u></p> <p>[資格取得の取組]</p> <p>① <u>技術者の資格取得の実績は、以下により確認する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象は【<u>各工事用共通</u>】⑦の表に示す資格とし、発注業種は問わない。 資格の取得状況及び雇用関係を証明する資料の写しにより証明すること。 <p>② <u>登録基幹技能者の実績は、以下により確認する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象は、以下に示す登録基幹技能者を対象とし、発注業種は問わない。 <table border="1" data-bbox="1558 961 2745 1633"> <thead> <tr> <th colspan="2">登録基幹技能者講習の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>登録電気工事基幹技能者</td><td>登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者</td></tr> <tr><td>登録橋梁基幹技能者</td><td>登録エクステリア基幹技能者</td></tr> <tr><td>登録造園基幹技能者</td><td>登録建築板金基幹技能者</td></tr> <tr><td>登録コンクリート圧送基幹技能者</td><td>登録外壁仕上基幹技能者</td></tr> <tr><td>登録防水基幹技能者</td><td>登録ダクト基幹技能者</td></tr> <tr><td>登録トンネル基幹技能者</td><td>登録保温保冷基幹技能者</td></tr> <tr><td>登録建設塗装基幹技能者</td><td>登録グラウト基幹技能者</td></tr> <tr><td>登録左官基幹技能者</td><td>登録冷凍空調基幹技能者</td></tr> <tr><td>登録機械土工基幹技能者</td><td>登録運動施設基幹技能者</td></tr> <tr><td>登録海上起重基幹技能者</td><td>登録基礎土工基幹技能者</td></tr> <tr><td>登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者</td><td>登録タイル張り基幹技能者</td></tr> <tr><td>登録鉄筋基幹技能者</td><td>登録標識・路面標示基幹技能者</td></tr> <tr><td>登録圧接基幹技能者</td><td>登録消火設備基幹技能者</td></tr> <tr><td>登録型枠基幹技能者</td><td>登録建築大工基幹技能者</td></tr> <tr><td>登録配管基幹技能者</td><td>登録硝子工事基幹技能者</td></tr> <tr><td>登録鳶・土工基幹技能者</td><td>登録ALC基幹技能者</td></tr> <tr><td>登録切断穿孔基幹技能者</td><td>登録土工基幹技能者</td></tr> <tr><td>登録内装仕上工事基幹技能者</td><td></td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <u>登録基幹技能者講習修了証及び雇用関係を証明する資料の写しにより証明すること。</u> <p>[施工経験]</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>[配置予定技術者の工事成績評定]</p> <p>①～④ [略]</p> <p>[配置予定技術者の表彰実績] ※災害復旧工事用では評価なし</p> <p>①、② [略]</p> <p>[配置予定技術者の資格と経験年数]</p>	登録基幹技能者講習の種類		登録電気工事基幹技能者	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	登録橋梁基幹技能者	登録エクステリア基幹技能者	登録造園基幹技能者	登録建築板金基幹技能者	登録コンクリート圧送基幹技能者	登録外壁仕上基幹技能者	登録防水基幹技能者	登録ダクト基幹技能者	登録トンネル基幹技能者	登録保温保冷基幹技能者	登録建設塗装基幹技能者	登録グラウト基幹技能者	登録左官基幹技能者	登録冷凍空調基幹技能者	登録機械土工基幹技能者	登録運動施設基幹技能者	登録海上起重基幹技能者	登録基礎土工基幹技能者	登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	登録タイル張り基幹技能者	登録鉄筋基幹技能者	登録標識・路面標示基幹技能者	登録圧接基幹技能者	登録消火設備基幹技能者	登録型枠基幹技能者	登録建築大工基幹技能者	登録配管基幹技能者	登録硝子工事基幹技能者	登録鳶・土工基幹技能者	登録ALC基幹技能者	登録切断穿孔基幹技能者	登録土工基幹技能者	登録内装仕上工事基幹技能者	
登録基幹技能者講習の種類																																							
登録電気工事基幹技能者	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																																						
登録橋梁基幹技能者	登録エクステリア基幹技能者																																						
登録造園基幹技能者	登録建築板金基幹技能者																																						
登録コンクリート圧送基幹技能者	登録外壁仕上基幹技能者																																						
登録防水基幹技能者	登録ダクト基幹技能者																																						
登録トンネル基幹技能者	登録保温保冷基幹技能者																																						
登録建設塗装基幹技能者	登録グラウト基幹技能者																																						
登録左官基幹技能者	登録冷凍空調基幹技能者																																						
登録機械土工基幹技能者	登録運動施設基幹技能者																																						
登録海上起重基幹技能者	登録基礎土工基幹技能者																																						
登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	登録タイル張り基幹技能者																																						
登録鉄筋基幹技能者	登録標識・路面標示基幹技能者																																						
登録圧接基幹技能者	登録消火設備基幹技能者																																						
登録型枠基幹技能者	登録建築大工基幹技能者																																						
登録配管基幹技能者	登録硝子工事基幹技能者																																						
登録鳶・土工基幹技能者	登録ALC基幹技能者																																						
登録切断穿孔基幹技能者	登録土工基幹技能者																																						
登録内装仕上工事基幹技能者																																							

① 資格の取得状況を証明する資料の写しを提出すること。

資格の取得状況を証明する資料の写しを提出すること。

〔配置予定技術者の継続教育（CPD）の取り組み状況〕

① 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取り組み状況は、各団体が発行する証明書の写しにより確認する。

② 以下に示す各団体の推奨単位に基づき評価する。

<u>継続教育（CPD）団体名</u>	<u>推奨する単位数に相当する数</u>	<u>推奨する単位数の1/2に相当する数</u>
<u>（公社）空気調和・衛生工学会</u>	<u>50ポイント/年</u>	<u>25ポイント/年</u>
<u>（一財）建設業振興基金</u>	<u>12単位/年</u>	<u>6単位/年</u>
<u>（一社）建設コンサルタンツ協会</u>	<u>50単位/年</u>	<u>25単位/年</u>
<u>（公社）地盤工学会</u>	<u>50単位/年</u>	<u>25単位/年</u>
<u>（公社）森林・自然環境技術教育研究センター</u>	<u>20CPD時間/年 100CPD時間/5年</u>	<u>10CPD時間/年 50CPD時間/5年</u>
<u>（一社）全国上下水道コンサルタント協会</u>	<u>50単位/年</u>	<u>25単位/年</u>
<u>（一社）全国測量設計業協会連合会</u>	<u>20ポイント/年 40ポイント/2年 100ポイント/5年</u>	<u>10ポイント/年 20ポイント/2年 50ポイント/5年</u>
<u>（一社）全国土木施工管理技士会連合会</u>	<u>20ユニット/年 40ユニット/2年 60ユニット/3年 80ユニット/4年 100ユニット/5年</u>	<u>10ユニット/年 20ユニット/2年 30ユニット/3年 40ユニット/4年 50ユニット/5年</u>
<u>（一社）全日本建設技術協会</u>	<u>25単位/年</u>	<u>13単位/年</u>
<u>土質・地質技術者生涯学習協議会</u>	<u>50CPD単位/年 250CPD単位/5年</u>	<u>25CPD単位/年 125CPD単位/5年</u>
<u>（公社）土木学会</u>	<u>50単位/年</u>	<u>25単位/年</u>
<u>（一社）日本環境アセスメント協会</u>	<u>50単位/年 250単位/5年</u>	<u>25単位/年 125単位/5年</u>
<u>（公社）日本技術士会</u>	<u>50CPD時間/年 150CPD時間/3年</u>	<u>25CPD時間/年 75CPD時間/3年</u>
<u>（公社）日本建築士連合会</u>	<u>12単位/年</u>	<u>6単位/年</u>
<u>（公社）日本造園学会</u>	<u>50単位/年</u>	<u>25単位/年</u>
<u>（公社）日本都市計画学会</u>	<u>50単位/年</u>	<u>25単位/年</u>
<u>（公社）農業農村工学会</u>	<u>50CPD/年</u>	<u>25CPD/年</u>
<u>建築CPD運営会議</u>	<u>12認定時間/年</u>	<u>6認定時間/年</u>
<u>補償コンサルタントCPD協議会</u>	<u>30ポイント/年</u>	<u>15ポイント/年</u>

③ 上記に掲げた団体以外も評価対象とするものとし、各団体が定めている推奨単位に基づき評価する。

④ CPD単位取得の「証明書」は、単位取得の証明期間の末日が、申請期限の日から過去1年以内のものを有効とする。

⑤ 年間または数年間の推奨単位を記載している場合は、そのいずれかが推奨単位を満足していれば評価する。

〔若手技術者又は女性技術者の配置の有無〕

① 「若手」とは、申請期限の日現在において、満40歳をむかえていないものとし、満40歳の誕生日が申請期限の日の2日後以降の者とする（年齢計算ニ関スル法律に基づく）。

なお、女性技術者の場合は、年齢を問わない。

例)

<u>申請期限の日</u>	<u>満40歳の誕生日</u>	<u>評価</u>
<u>R2.4.1</u>	<u>R2.4.3</u>	<u>若手である</u>
<u>R2.4.1</u>	<u>R2.4.2</u>	<u>若手ではない</u>

② 年齢（生年月日）及び性別を確認できる資料（健康保険証や運転免許証等）を提出すること。

〔配置予定技術者の週休2日制の取組実績〕

① 対象は国又は岩手県が発注した工事のうち、岩手県内において施工した工事を対象とする。

② 週休2日制の取組実績は、以下の資料により確認する。

- ・ 国が発行した「週休2日実施証明書」又は岩手県が発行した「週休2日達成証明書」

改正前	改正後
<p>〔サ 雇用対策の実績〕 ※災害復旧工事用では〔ケ 雇用対策の実績〕</p> <p>①、②〔略〕</p> <p>【一般工事用】</p> <p>〔コ 災害活動の実績等〕</p> <p>① 災害活動の実績は、様式第3－9号災害活動実施申告書に対象年度の活動実績を記入したもの（必要箇所に押印のあるもの）の写しによって証明すること。</p> <p>② 災害協定の有無は、申請期限の日現在有効な協定書及び担当地区又は担当路線等がわかる資料の写しによって証明すること。災害協定は岩手県と業界団体との2者で締結したものを評価対象とし、3者で締結（例：国土交通省東北地方整備局長、東北6県知事、業界団体）したものは評価しない。</p> <p>なお、担当地区又は担当路線等は以下の資料のいずれかで証明すること。ただし、担当地区又は担当路線等の割り当てが設けられていない協定についてはこの限りではない。</p> <p>・防災協定証明書（最新の証明書に限る。）</p> <p>・広域振興局土木部及び土木部土木センター等（以下「広域振興局土木部等」という。）に提出した緊急連絡系統図等（最新の資料で、日付が記載された添書も含む。）</p> <p>〔シ 地域貢献活動の実績〕</p> <p>①、②〔略〕</p> <p>【災害復旧工事用】</p> <p>〔ク 災害協定の有無〕</p> <p>① 災害協定の有無は、申請期限の日現在有効な協定書及び担当地区又は担当路線等がわかる資料の写しによって証明すること。災害協定は岩手県と業界団体との2者で締結したものを評価対象とし、3者で締結（例：国土交通省東北地方整備局長、東北6県知事、業界団体）したものは評価しない。</p> <p>なお、担当地区又は担当路線等は以下の資料のいずれかで証明すること。ただし、担当地区又は担当路線等の割り当てが設けられていない協定についてはこの限りではない。</p> <p>・防災協定証明書（最新の証明書に限る。）</p>	<p>・CORINS又は契約書の写し（CORINSに登録されていない場合）等</p> <p>③ 国では、4週8休以上の現場閉所を達成した場合にのみ証明書を発行していることから、国が発注した工事では、4週7休又は4週6休の実績は評価対象外とする。</p> <p>〔災害活動の実績等〕</p> <p>① 災害活動の実績は、以下の活動を評価の対象とする。</p> <p>・災害発生時における応急対応の実績（契約に基づく対価の支払いを受けていないもの。）</p> <p>（例）自主的な巡回パトロールや通行規制支援など</p> <p>・災害協定等の発注者の要請に基づき、業務委託等として発注された災害活動（訓練・応急工事は除く）の実績（契約に基づく対価の支払いを受けているもの。）</p> <p>ただし、維持修繕業務等で実施した災害活動の実績は、「地域貢献活動の実績」の「②維持修繕業務等の実績」に含めて評価するため、本項目の評価対象としない。</p> <p>（例）・巡回パトロールや通行規制支援</p> <p>・業務委託等で発注されたもので、啓開作業、排水処理、通行規制などの出来高管理が必要ないもの。</p> <p>② 災害発生時における応急対応の実績は、様式第3－9号災害活動実施申告書に対象年度の活動実績を記入したものの（必要箇所に押印のあるもの）の写しにより証明すること。</p> <p>③ 災害協定等の発注者の要請に基づき、業務委託等として発注された活動実績は以下の資料により証明すること。</p> <p>・災害協定等の発注者からの要望に基づく活動であることを証明する資料（県等からの要請書等）</p> <p>・契約書の写し。契約書により実績を証明できない場合には、実績が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しにより証明すること。</p> <p>④ 災害協定の有無は、申請期限の日現在有効な協定書及び担当地区又は担当路線等がわかる資料の写しによって証明すること。災害協定は岩手県と業界団体との2者で締結したものを評価対象とし、3者で締結（例：国土交通省東北地方整備局長、東北6県知事、業界団体）したものは評価しない。</p> <p>なお、担当地区又は担当路線等は以下の資料のいずれかで証明すること。ただし、担当地区又は担当路線等の割り当てが設けられていない協定についてはこの限りではない。</p> <p>・防災協定証明書（最新の証明書に限る。）</p> <p>・広域振興局土木部等に提出した緊急連絡系統図等（最新の資料で、日付が記載された添書も含む。）</p> <p>〔雇用対策の実績〕</p> <p>①、②〔略〕</p> <p>〔地域貢献活動の実績〕 ※災害復旧工事用では評価なし</p> <p>①、②〔略〕</p>

・広域振興局土木部等に提出した緊急連絡系統図等（最新の資料で、日付が記載された添書も含む。）

〔コ 災害活動の実績〕

① 災害活動の実績は、様式第3-9号災害活動実施申告書に対象年度の活動実績を記入したもの（必要箇所を押印のあるもの）の写しによって証明すること。

〔サ 災害応急工事の実績〕

- ① 岩手県が発注した工事以外も対象とする。
- ② 評価の対象となる当該災害は、入札公告の総合評価点算定基準により確認のこと。
- ③ 工事名等から当該工事の応急工事であることが確認できる場合は、CORINSの写しにより行うものとするが、CORINSに登録されていない等CORINSによる証明が困難な場合には、契約書の写し（工事名、施工場所、工期、契約金額、発注者、受注者印が確認できる部分）を提出すること。
- ④ CORINS及び契約書の写しにより当該災害の応急工事であることが確認できない場合は、上記③の資料のほかに当該災害の応急工事であることが確認できる資料を提出すること。

〔災害応急工事の実績〕

- ① 国、岩手県、市町村及び土地改良区が発注した工事を対象とする。
- ② 評価の対象となる当該災害は、入札公告の総合評価点算定基準により確認のこと。
- ③ 当該工事の工事名等から当該工事が応急工事であることが確認できる場合は、CORINSの写しにより行うものとするが、CORINSに登録されていない等CORINSによる証明が困難な場合には、契約書の写し（工事名、施工場所、工期、契約金額、発注者、受注者印が確認できる部分）を提出すること。
- ④ CORINS及び契約書の写しにより当該災害の応急工事であることが確認できない場合は、上記③の資料のほかに当該災害の応急工事であることが確認できる資料又は「様式第3-10号災害応急工事実績証明書」の写しを提出すること。

【海上・海中工事用】

〔船舶の所有状況〕

- ① 評価の対象となる船舶は、船舶を通常保管する場所が岩手県内となっている「起重機船（25 t吊以上）」又は「クレーン付き台船（クレーン35 t吊以上）」とする。
なお、通常保管する場所とは、工事等で船舶を使用しない場合等に係留する場所のことである。
- ② 船舶の所有状況は、「様式第3-11号船舶所有状況証明書」により証明する。
なお、船舶の所有状況は、「様式第3-11号船舶所有状況証明書」により建設技術振興課から証明を受けること。

【一般、災害復旧及び海上・海中工事用（ICT活用工事）】

〔配置予定技術者のICT活用工事の施工実績〕

- ① 対象は国又は岩手県が発注した工事のうち、岩手県内において施工した工事を対象とする。
- ② ICTの全面的な活用とは、工種毎に以下の表に示す「○」及び「△」の施工プロセスを全て実施した場合とする。
ただし、発注者が実施できない項目があると判断した場合には、その項目を除いた残りのすべての項目を実施した場合とする。

施工プロセス	工種							
	土工	舗装工	浚渫工(河川)	河床掘削	床掘	付帯構造物設置工	法面工	地盤改良
3次元起工測量	○	○	○	△	○	○	○	○
3次元設計データ作成	○	○	○	△	○	○	○	○
ICT建設機械による施工	○	○	○	○	○			○
3次元出来形管理等の施工管理	○	○	○	○		○	○	○
3次元データの納品	○	○	○	△	○	○	○	○

- ③ ICT活用工事の施工実績は、以下の資料により確認する。
 - ・ 国が発行した「ICT土工活用証明書」又は岩手県が発行した「ICT活用工事実施証明書」
 - ・ CORINS又は契約書の写し（CORINSに登録されていない場合）等
- ④ 国では、ICTを全面的に活用した場合のみ証明書を発行していることから、国が発注した工事では、ICTの部分的な活用の実績は評価対象外とする。

別紙2～4〔略〕

別紙2～4〔略〕

改正前

別紙5

技術提案評価項目Aにおいて申請内容に錯誤等があった場合の取扱い

- 1 〔略〕
- 2 具体的な判断基準

評価項目	申請内容に錯誤があった場合		
	自己評価点 (点数変更なし)	最低点再評価 (0点)	
企業の施工能力	施工実績	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 客観性の乏しい証明書類により証明した場合
	工事成績評価	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 対象活動以外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合
	経営品質の取組	<ul style="list-style-type: none"> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類等で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 対象外の表彰実績又はISO取得実績等を申請した場合
	資格取得の取組	<ul style="list-style-type: none"> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 評価項目「雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者を申請した場合
配置予定技術者の要件	施工経験	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 客観性の乏しい証明書類により証明した場合 主任（監理）技術者、現場代理人以外の施工経験を申請した場合
	配置予定技術者の工事成績評価	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請点数より上位の配点の場合 申請点数が実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 主任（監理）技術者、現場代理人以外の施工経験を申請した場合 県以外の機関の工事成績評価点を申請した場合
	配置予定技術者の表彰実績	<ul style="list-style-type: none"> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類等で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 対象外の表彰実績を申請した場合

改正後

別紙5

技術提案評価項目Aにおいて申請内容に錯誤等があった場合の取扱い

- 1 〔略〕
- 2 具体的な判断基準

評価項目	申請内容に錯誤があった場合		
	自己評価点 (点数変更なし)	最低点再評価 (0点)	
企業の施工能力	施工実績	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 客観性の乏しい証明書類により証明した場合
	工事成績評価	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請点数より下位の配点の場合 申請点数が間違っているが、配点区分に変更がない場合 申請点数が間違っており、下位配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請点数より上位の配点の場合 申請点数が実績点数と異なり、下位配点区分に変更となる場合 発注業種と異なる工事成績を申請した場合 県以外の機関の工事成績評価点を申請した場合
	経営品質の取組	<ul style="list-style-type: none"> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類等で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 対象外の表彰実績又はISO取得実績等を申請した場合
	資格取得の取組	<ul style="list-style-type: none"> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 評価項目「雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者を申請した場合
配置予定技術者の要件	施工経験	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 客観性の乏しい証明書類により証明した場合 主任（監理）技術者、専任補助者、現場代理人以外の施工経験を申請した場合
	配置予定技術者の工事成績評価	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請点数より上位の配点の場合 申請点数が実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 主任（監理）技術者、専任補助者、現場代理人以外の工事成績を申請した場合 県以外の機関の工事成績評価点を申請した場合
	配置予定技術者の表彰実績	<ul style="list-style-type: none"> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類等で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 対象外の表彰実績を申請した場合

改 正 前				改 正 後			
		配置予定技術者の資格と経験年数	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 今回の発注業種に応じた資格でない場合 	配置予定技術者の資格と経験年数	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 今回の発注業種に応じた資格でない場合
					<u>配置予定技術者の継続教育（CPD）の取り組み状況</u>	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 証明書類が指定した期間外の場合 指定した証明書類で証明されなかった場合
					<u>若手技術者又は女性技術者の配置の有無</u>	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より下位の配点の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より上位の配点の場合
					<u>配置予定技術者の週休2日制の取組実績</u>	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合
					<u>配置予定技術者のICT活用工事の施工実績（ICT活用工事）</u>	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合
地域精進度等	一般工専用	地域内拠点の有無	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より下位の配点の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より上位の配点の場合 	地域内拠点の有無	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より下位の配点の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請より上位の配点の場合
		災害活動の実績等	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 証明書類が指定した期間外の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 証明書類が指定した期間外の場合 	
		雇用対策の実績	<ul style="list-style-type: none"> 実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 	雇用対策の実績	<ul style="list-style-type: none"> 実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合

改正前			改正後			
	地域貢献活動の実績	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点で申請された場合 (注) 申請実績に基づく配点は、無償奉仕活動と維持修繕業務等の合計点であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点に変更となる場合 次のいずれかの場合で、下位の配点に変更となる場合 ※対象期間外の実績を申請した場合 ※対象活動以外の実績を申請した場合 ※対象業務(建築物の緊急修繕工事を含む)以外の実績を申請した場合 ※指定した証明書類で証明されなかった場合 ※客観性の乏しい証明書類により証明した場合 (注) 申請実績に基づく配点は、無償奉仕活動と維持修繕業務等の合計点であること。 		<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点に変更がない場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点で申請された場合 (注) 申請実績に基づく配点は、無償奉仕活動と維持修繕業務等の合計点であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点に変更となる場合 次のいずれかの場合で、下位の配点に変更となる場合 ※対象期間外の実績を申請した場合 ※対象活動以外の実績を申請した場合 ※対象業務(建築物の緊急修繕工事を含む)以外の実績を申請した場合 ※指定した証明書類で証明されなかった場合 ※客観性の乏しい証明書類により証明した場合 (注) 申請実績に基づく配点は、無償奉仕活動と維持修繕業務等の合計点であること。
災害復旧工事用	地域内拠点の有無	一般工事用と同じ				
	災害協定の有無	<ul style="list-style-type: none"> 協定なしで申請したにもかかわらず、証明書類で協定の締結が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 証明書類が指定した期間外の場合 			
	雇用対策の実績	一般工事用と同じ				
	災害活動の実績	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 対象期間外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合 			
	災害応急工事の実績	<ul style="list-style-type: none"> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 指定した災害以外の災害での実績を申請した場合 客観性の乏しい証明書類により証明した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 指定した災害以外の災害での実績を申請した場合 客観性の乏しい証明書類により証明した場合 	
				<ul style="list-style-type: none"> 船舶の所有状況(海上・海中工事用) 	<ul style="list-style-type: none"> 実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 指定した船舶以外の実績を申請した場合 指定した証明書類で証明されなかった場合
改正理由	1 総合評価点算定基準の追加及び技術提案評価項目A等の見直しに伴う改正 2 その他所要の整備					